

掛川市告示第97号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第4条規定に基づき、掛川市排水設備指定工事店を次のとおり指定する。

令和3年8月17日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

焼津市五ヶ堀之内557番地の3

細川設備

細川勝義

2 指定日

令和3年8月 日

3 指定期間

令和3年8月 日から令和6年5月31日まで